

議案第33号

石岡市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

行政財産の使用料徴収における使用料の算定方法の見直しに伴い、所要の改正をするため。

## 石岡市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

石岡市行政財産の使用料徴収条例（平成17年石岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、使用期間が1年に満たない場合は、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。